

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「設計建設監理業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
1	設計建設監理業務委託契約書(案)	2	第1章	第1条	第12項		施設整備事業者の共同企業体について 募集要項等にて構成事業者は町と直接契約する事業者とありますが、設計及び工事監理事業者、建設事業者、調理設備事業者の契約は個別に共同企業体又は、事業全体での共同企業体を想定されるのか御指示願います。	本契約については、設計・建設業務を実施する施設整備事業者（設計事業者、建設事業者、工事監理事業者及び調理設備事業者）のそれぞれとの間で、又は各事業者が共同企業体を結成している場合には当該共同企業体との間で、締結することを想定しています。
2	設計建設監理業務委託契約書(案)	2	第1章	第1条	第12項		「共同企業体を結成している場合において・・・」とございますが、こちらに記載がある当該代表者とは企業体に係らず、基本協定書第3条2項に規定する代表者という理解で宜しいでしょうか。	施設整備事業者で構成される共同企業体の代表者を指しますが、基本的には、ご指摘の基本協定書第3条第2項に規定する施設整備事業者の代表事業者と同一になるものと想定しています。
3	設計建設監理業務委託契約書(案)	2	第1章	第1条	第12項		「共同企業体を結成している場合において～」とございますが、こちらに記載がある当該代表者とは企業体に係らず、基本協定書第3条2項に規定する代表者という理解でよろしいでしょうか。	No2と同じ。
4	設計建設監理業務委託契約書(案)	4	第1章	第6条	第3項		「町が設計図書においてあらかじめ指定した部分を・・・」について、想定している内容につきまして、ご教授下さい。	工事仕様書の中で指示するため、現段階でお示しするものではありません。
5	設計建設監理業務委託契約書(案)	4	第1章	第6条	第3項		「町が設計図書においてあらかじめ指定した部分を～」について、想定している内容につきまして、ご提示ください。	No4と同じ。

亘理町立学校給食センター整備運営事業 「設計建設監理業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
6	設計建設監理業務委託契約書(案)	5	第1章	第8条	第1, 2項		(3) において雇用保険法に該当しない一人親方の取り扱いはどのようになりますでしょうか。	宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第4条第2項第13号、第3項及び第4項のとおりとします。
7	設計建設監理業務委託契約書(案)	6	第1章	第10条			10条1・2項に基づき、成果物の著作権は町に譲渡され、町はこれを自由に公表等できることになっていますが、「成果物」の定義は多岐にわたり、かつ、必ずしも明確ではないため、中には、維持管理・運営事業者としても重要な秘密情報等も含まれている可能性もあると考えられます。著作権の譲渡の対象から、かかる情報が記載された成果物を除外し、又は、公表の対象からかかる情報を除く文言の追記をしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、成果物に重要な秘密情報等が含まれる場合において、具体的に特定の上で申入れをいただいたときは、町は、その取扱いについて協議することを検討いたします。
8	設計建設監理業務委託契約書(案)	12	第1章	第19条	第5項	(1)	町の責めに帰すべき事由とは町からの要望も含むという理解で宜しいでしょうか。以下、第23条第5項第1号、第24条第5項第1号、第36条第1項も同様。	ご理解のとおり、「町の責めに帰すべき事由」には、町のみ都合に基づく町からの要望が含まれます。第23条第5項第1号、第24条第5項第1号、第36条第1項についても同様です。
9	設計建設監理業務委託契約書(案)	12	第1章	第19条	第5項	(1)	町の責めに帰すべき事由とは町からの要望も含むという理解でよろしいでしょうか。以下、第23条第5項第1号、第24条第5項第1号、第36条第1項も同様。	No8と同じ。
10	設計建設監理業務委託契約書(案)	13	第2章	第20条	第2, 3項		設計業務計画書を町へ現場代理人を通じて提出とございますが、着工前ですと現場代理人がいない（常駐していない）と考えられますので、設計業務担当より直接の提出でよろしいでしょうか。	ご指摘の取扱いで差し支えありません。

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「設計建設監理業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
11	設計建設監理業務委託契約書(案)	13	第2章	第20条	第2、3項		設計業務計画書を町へ現場代理人を通じて提出とございますが、着工前ですと現場代理人がいない（常駐していない）と考えられますので、設計業務担当より直接の提出で宜しいでしょうか。	No10と同じ。
12	設計建設監理業務委託契約書(案)	14	第2章				設計業務、設計図書の変更、建設業務の増加費用又は損害について、それぞれ22条6項、23条5項では、「町に帰責性がある場合」と「法令変更又は不可抗力」以外の事由による場合に、これを設計事業者が負担する定めになっているが（同項の各3号）、公平の観点から、「設計事業者（又は建設事業者）の責めに帰すべき事由」と変更することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
13	設計建設監理業務委託契約書(案)	17	第3章	第28条	第3項		28条1項では、理由のいかんにかかわらず町が工事を中止できる旨が定められていますが、具体的にどのような場合を想定した規定でしょうか。また、同条3項は「建設事業者」のみに損害を填補する旨の規定ですが、急な工事の中止は、建設事業者のみならず、維持管理・運営事業者にも損害を及ぼすことも想定されます。その場合における維持管理・運営事業者からの損害賠償請求を否定する趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。	主として公益上必要がある場合を想定していますが、現時点で具体的な想定をしているものではありません。 なお、ご指摘の場合において、維持管理・運営事業者から、関連する法令等に基づき損害賠償請求を行うことを妨げる趣旨ではありません。
14	設計建設監理業務委託契約書(案)	17	第3章	第30条			完了検査について、建設業務について本条に規定がございますが、その他の厨房設備・食器食缶、施設備品のスケジュールも建設業務に準ずるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	設計建設監理業務委託契約書(案)	17	第3章	第30条			完了検査について、建設業務について本条に規定がございますが、その他の厨房設備・食器食缶、施設備品のスケジュールも建設業務に準ずるという理解で宜しいでしょうか。	No14と同じ。

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「設計建設監理業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
16	設計建設監理業務委託契約書(案)	18	第3章	第32条	第3項		登記における第三者への委託料を事業者にて負担するという理解でよろしいでしょうか。	登記の有無については町で判断し、費用は町の負担で行います。
17	設計建設監理業務委託契約書(案)	18	第3章	第32条	第3項		登記における第三者への委託料を事業者にて負担するという理解で宜しいでしょうか。	No16と同じ。
18	設計建設監理業務委託契約書(案)	19	第3章	第34条	第3項		1年保証の対象となる「設備機器本体等」の「等」につきまして具体案をご提示ください。	想定する具体的なものはありませんが、給食を提供するために必要な機器を想定しています。
19	設計建設監理業務委託契約書(案)	19	第3章	第34条	第3項		1年保証の対象となる「設備機器本体等」の「等」につきまして具体案をご教授下さい。	No18と同じ。
20	設計建設監理業務委託契約書(案)	19	第3章	第36条	第1項		35条1項では、町が工期の変更に関する最終決定権限を有する旨が定められていますが、具体的にどのような場合を想定した規定でしょうか。また、36条1項は「建設事業者」のみに損害を填補する旨の規定であるが、急な工事の変更は、建設事業者のみならず、維持管理・運営事業者にも損害を及ぼすことも想定されます。その場合における維持管理・運営事業者からの損害賠償請求を否定する趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。	主として公益上必要がある場合を想定していますが、現時点で具体の想定をしているものではありません。 なお、ご指摘の場合において、維持管理・運営事業者から、関連する法令等に基づき損害賠償請求を行うことを妨げる趣旨ではありません。
21	設計建設監理業務委託契約書(案)	21	第6章	第40条	第1項		「施設整備事業者は、第32条の引渡し完了したときは、請負代金の支払を請求することができる。」とありますが、様式5-6の企業別配分内訳に従い、町が構成企業へ直接支払いを行うものと認識して間違いはないでしょうか。	町は代表事業者に支払い、代表事業者が各企業へ分配することとなります。

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「設計建設監理業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
22	設計建設監理業務委託契約書(案)	21	第6章	第42条	第1項		同じく、同条文内で「請負代金」と記載ございますが、契約案当初にございます「契約代金額」と読み替えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
23	設計建設監理業務委託契約書(案)	21	第6章	第42条	第1項		同じく、同条文内で「請負代金」と記載ございますが、契約案当初にございます「契約代金額」と読み替えて宜しいでしょうか。	No22と同じ。
24	設計建設監理業務委託契約書(案)	21	第6章	第42条	第1項		工期内で「請負契約締結」の日からという文言がございますが、こちらは設計建設監理業務委託契約締結の日と読み替えて宜しいでしょうか。	差し支えありません。 こちらの「請負契約」は契約書名というよりも「本契約」の性質を指すものとなります。

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「設計建設監理業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
25	設計建設監理業務委託契約書(案)	21	第6章	第42条	第2項		第1項、第5項、第6項は国土交通省のスライド条項と推測されますが、第1項「12か月を経過した後に・・・」の変更については変動前残工事代金額の1.5%は町又は事業者負担と読めますが、第5項、第6項の変更請求について変動前残工事代金額の1%は町又は事業者負担となるのかをご提示ください。	契約書内に記載の第42条の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更」については、国土交通省で示している「工事請負契約書第25条第1項～第4項（全体スライド条項）運用マニュアル」及び「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル」、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル」を準用させることとします。 以上のことにより、全体スライド（第1項～第4項）については残工事の1.5%、単品スライド（第5項）については対象工事費の1.0%及びインフレスライド（第6項）については残工事の1.0%は受注者の負担となります。
26	設計建設監理業務委託契約書(案)	21	第6章	第42条	第2項		第1項、第5項、第6項は国土交通省のスライド条項と推測されますが、第1項「12か月を経過した後に・・・」の変更については変動前残工事代金額の1.5%は町又は事業者負担と読めますが、第5項、第6項の変更請求について変動前残工事代金額の1%は町又は事業者負担となるのでしょうか。	No25と同じ。
27	設計建設監理業務委託契約書(案)	21	第6章	第42条	第3項		「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、・・・物価指数等に基づき・・・定める」と有りますが、この規定は第1項のみに該当し、第5項、第6項の変更請求についての代金額は双方の協議の上決定すると考えてよろしいでしょうか。	第5項及び第6項に基づく請負代金額の変更方法については、第7項が適用されます。

亘理町立学校給食センター整備運営事業 「設計建設監理業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
28	設計建設監理業務委託契約書(案)	21	第6章	第42条	第3項		「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、・・・物価指数等に基づき・・・定める」と有りますが、この規定は第1項のみに該当し、第5項、第6項の変更請求についての代金額は双方の協議の上決定すると考えて宜しいでしょうか。	No27と同じ。
29	設計建設監理業務委託契約書(案)	21	第6章	第42条	第3項		上記の物価指数は何を用いる想定でおられるかご提示ください。(例：一般財団法人 建設物価調査会 建設費指数(2015年基準) 仙台・事務所・S造など)	契約時に事業者からの提案を踏まえ、協議し決定する考えです。
30	設計建設監理業務委託契約書(案)	21	第6章	第42条	第3項		上記の物価指数は何を用いる想定でおられるかご教授願います。(例：一般財団法人 建設物価調査会 建設費指数(2015年基準) 仙台・事務所・S造など)	No29と同じ。
31	設計建設監理業務委託契約書(案)	22	第6章	第42条	第5, 6項		本条項につきましては、前4項と異なり、再協議の猶予期間の規程がございませんが、事象が生じた場合に、その都度、協議可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	設計建設監理業務委託契約書(案)	22	第6章	第42条	第5, 6項		本条項につきましては、前4項と異なり、再協議の猶予期間の規程がございませんが、事象が生じた場合に、その都度、協議可能という理解で宜しいでしょうか。	No31と同じ。
33	設計建設監理業務委託契約書(案)	22	第6章	第43条	第4項		③43条4項の「第2項及び第3項の規定は」は、「第2項の規定は」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。削除を検討します。

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「設計建設監理業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
34	設計建設監理業務委託契約書(案)	27	第7章	第55条	第3項		55条3号の「目的物」とは、「本施設」と同義と理解してよろしいでしょうか。(すなわち、施設全体の建て替えを要するような場合に無催告解除ができる旨の規定であるとの理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
35	設計建設監理業務委託契約書(案)						「募集要項に対する質問・意見への回答」No8より、構成事業者は町と各特定事業を直接契約を締結する事業者とありますが、設計建設監理業務委託契約書では、「設計事業者」、「建設事業者」、「工事監理事業者」3社連名となるような記載となっております。あくまで特定事業毎の各事業者単体又はJVでの直接契約であるとの認識でよろしいでしょうか。	「設計建設監理業務委託契約書」という一本の契約につき、町と、施設整備事業者(設計事業者、建設事業者、工事監理事業者及び調理設備事業者)のそれぞれとの間で、又は各事業者が共同企業体を結成している場合には当該共同企業体との間で、締結されるものとなります。
36	設計建設監理業務委託契約書(案)						「設計事業」は設計委託契約書、「建設事業」は工事請負契約書での町との直接契約であるという認識でよろしいでしょうか。	No35と同じ。
37	設計建設監理業務委託契約書(案)						契約書作成部数として、「契約の証として本書2通を作成」と記載されていますが、事業契約者数分ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	設計建設監理業務委託契約書(案)						契約書作成部数として、「契約の証として本書2通を作成」とございますが、事業契約者数分ではないという理解で宜しいでしょうか。	No37と同じ。